

実践女子大学生生活科学部紀要投稿要領

1. 総 則

- (1) 実践女子大学生生活科学部紀要は、生活科学分野の論文を掲載する。
- (2) 実践女子大学生生活科学部紀要は、電子版として生活科学部ホームページと機関リポジトリ（年1回）上に掲載する。
- (3) 投稿資格者は次の通りとする。
 - a. 本学部専任教員（教授・准教授・専任講師・助教）
 - b. 本学部助手（ただし、本学部専任教員の指導を必要とする。）
 - c. 本学部の研究員、大学院生及び学生（ただし、本学部専任指導教員と連名とする。）
 - d. その他、特に生活科学部紀要委員会（以下、紀要委員会）で承認された者
- (4) 掲載する論文は、査読の結果を経て紀要委員会が適当と認めたものとする。
- (5) 論文の電子化及び当該機関によるネットワークへの公開は、論文の内容に倫理的問題のないものとする。
- (6) 実践女子大学生生活科学部紀要に採録決定された論文等の著作権は、紀要委員会に帰属する。
- (7) 投稿に際しては、論文等として採録された場合に当該原稿の著作権が紀要委員会に帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。したがって投稿者は、共著者全員に本投稿規定を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。
- (8) 採録後の掲載論文等について、著者自身による学術教育目的等での利用（著者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、複写して配布等を含む）を、紀要委員会は無条件で許諾する。著者は紀要委員会に許諾申請をする必要がない。ただし、出典（論文誌名、巻号、ページ、出版年）を記載しなければならない。
- (9) 人間あるいは動物を対象とした研究は、「実践女子大学研究倫理審査委員会規程」、「実践女子

大学生生活科学部動物実験委員会規程」を遵守して行われたものでなければならない。

2. 投稿原稿の区分

- (1) 論文内容は総説、原著論文、技術報告、ノート、資料の5種に区分する。いずれも未発表のものに限る。
- (2) 総説は原則として紀要委員会が依頼したもの、あるいはあらかじめ認めたものとする。
- (3) 原著論文は独創的でオリジナリティーの高いものとする。
- (4) 技術報告とは技術的に優れた創造的なものとする。
- (5) ノートとは原著論文に比べて簡単なもので多少の独創性のあるものとする。
- (6) 資料とは、資料として価値を有するものとする。
- (7) その他、雑記や用語解説等、紀要委員会が企画あるいは依頼したもの、または認めたものを掲載することがある。

3. 原稿の体裁

- (1) 原稿は原則和文または英文とする。ただし、紀要委員会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 原稿は、表紙、本文、文献、図表より構成するフォーマットに従い記載する。図表はフォーマットに従い本文中に配置する。
- (3) 原稿の長さは、原則として図表込みで20頁以内とする。ただし、紀要委員会に申し出があった場合は30頁まで認めることがある。
- (4) 図表はモノクロ、カラー、動画とする。（120MBを上限とする）

4. 引用文献の表記方法

- (1) 次の2種方式すなわち、(A)本文中引用順列記方式、及び(B)著者姓アルファベット順列記方式のいずれかを選択できるものとする。雑誌名の省略形については慣例に従う。

(A) 本文中では¹⁾のように片カッコを付け肩に小さく書く。稿末では通し番号順に番号を添えて列記する。

(B) 本文中では著者姓と年号を併記する。同一著者及び同一年にて複数の論文がある場合は、(田中, 1978a)などとa,b,cを添えて区別する。稿末では筆頭著者の姓のアルファベット順に列記する。列記における番号は不要。

(2) 稿末の文献列記形式は次の(a), (b)のいずれかとする。ただし、(B)においては(b)に限るものとする。

・雑誌の場合

(a) 著者姓名：論文題目，雑誌名，巻，(号)，引用最初頁—最終頁（西暦発行年）

〈例〉25) E.D. Pruett et al. : Effects of Color . . . ,
J. Appl. Physiol., 28(2), 199-210 (1970)

(b) 著者姓名（西暦発行年）：論文題目，雑誌名，巻，(号)，引用最初頁—最終頁

〈例〉Pruett, E.D. et al (1970) : Effects of Color . . . ,
J. Appl. Physiol., 28(2), 199-210

・単行本の場合

(a) 編著者姓名：単行本題目，引用最初頁—最終頁，発行所（西暦発行年）

(b) 編著者姓名（西暦発行年）：単行本題目，引用最初頁—最終頁，発行所

5. 校正

著者は紀要委員会の要請に応じて校正を行うものとする。

6. 原稿提出要領

原稿は，電子記録媒体を所定の紀要委員に提出する。

7. 投稿原稿の採否及び掲載順序

紀要委員会において決定する。

は，紀要委員会においてこれを定める。

3. この要領は，平成27年10月9日から適用する。

4. この改正要領は，平成29年4月1日から適用する。

附則

1. この要領の改廃については生活科学部教授会にはかり，その了承を得るものとする。

2. この要領の解釈にあたって疑義が生じた場合